

入札公告書

下記の事業について、次のとおり総合評価一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 及び第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 5 年 1 月 6 日

檀原市長 亀田 忠彦

第 1 入札に付する事項

1. 契約番号 第 5043001386 号
2. 事業名称 檀原市営斎場改修・運営事業
3. 事業場所 檀原市南山町地内
4. 事業概要 本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき市が選定した民間事業者が、檀原市営斎場（以下「本施設」という。）の改修・解体撤去業務を行い、事業期間にわたって、維持管理業務及び運営業務を実施するものである。
5. 事業期間 本事業契約に関する市議会の議決があった日の翌日 ～ 令和 35 年 3 月 31 日
6. 予定価格 4,187,199,000 円（消費税及び地方消費税は含まず）。
ただし、消費税及び地方消費税を加えた額は、4,605,918,900 円。
7. 入札保証金 免除
8. 契約保証金 必要（詳細は入札説明書のとおり）

第 2 入札参加資格に関する事項

1. 入札参加者の構成等
本事業に応募する事業者（以下「入札参加者」という。）の構成等は次のとおりとする。
 - (1) 入札参加者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。
 - ① 本施設のうち火葬炉を除く範囲において改修・解体撤去業務に係る設計を行う企業（以下「設計企業」という。）
 - ② 本施設のうち火葬炉を除く範囲において改修・解体撤去業務に係る工事を行う企業（以下「建設企業」という。）
 - ③ 改修・解体撤去業務において工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
 - ④ 火葬炉の設計、施工を行う企業（以下「火葬炉企業」という。）
 - ⑤ 火葬炉を除く本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）
 - ⑥ 本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）
 - ⑦ 火葬炉の保守管理及び運転業務並びに火葬業務を行う企業（以下「火葬炉運営企業」という。）
 - ⑧ その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業（以下「その他企業」という。）の参加を認めるものとする。
 - (2) 入札参加者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書提出時には構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。なお、構成員及び協力企業の定義については、次のとおりとする。

- ① 「構成員」とは、本事業を実施することのみを目的とする特別目的会社 (Special Purpose Company) (以下「SPC」という。) に対して出資する者であり、SPC が直接業務を委託し、または請け負わせることを予定する者をいう。
- ② 「協力企業」とは、SPC に対して出資は行わない者であり、SPC が直接業務を委託し、または請け負わせることを予定する者をいう。
- (3) 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業 (以下「代表企業」という。) を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うものとする。
- (4) 参加表明書の提出日以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業でない構成員についてやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとする。
- (5) 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員または協力企業になることはできない。

2. 構成員及び協力企業の業務兼務

構成員及び協力企業が上記 1. (1) に掲げる企業のいくつかを兼ねることを可能とする。ただし、建設企業または火葬炉企業と工事監理企業を兼ねること、または資本面若しくは人事面において関連がある企業同士が、建設企業または火葬炉企業と工事監理企業になることはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

3. 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。
- (3) 令和 5 年度の橿原市入札参加資格者名簿への登録申請手続きが完了している者であること。または、奈良県内に本店がある者であって、令和 4 年度の橿原市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 設計企業は、建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (5) 建設企業は、次の要件を満たしていること。
 - ① 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - ② 建設業法の規定に基づく経営事項審査結果 (最新版) の建築一式工事に係る総合評定値に主観点を加減した点数が 1,200 点以上であること。ただし、複数で参加する場合は、少なくとも 1 者が 1,200 点以上であること。
- (6) 工事監理企業は、建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 火葬炉企業は、1 箇所当たり 7 基以上の火葬炉を納入・設置した実績のある者であること。
- (8) 維持管理企業は、本事業を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。
- (9) 運営企業は、本事業を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。
- (10) 火葬炉運営企業は、本事業を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。

4. 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- (1) PFI 法第 9 条の規定に該当する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (3) 本市より入札参加資格停止の措置を受けている者。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- (8) 国税、地方税を滞納している者。
- (9) 本事業のアドバイザー業務に関与した者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおり。

- ・株式会社長大
- ・内藤・さきくさ法律事務所

- (10) 「櫃原市営斎場改修・運営事業者選定委員会」の委員、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

5. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 櫃原市契約規則に違反したとき。
- (2) 入札者が 2 以上の入札をしたとき。
- (3) 入札書に記載した金額を訂正した入札又は入札書に記名押印をしないで行った入札のとき。
- (4) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
- (5) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
- (6) 入札に際し、不当に連合し、又は著しく不誠実な入札をしたとき。
- (7) 上記に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

第 3 入札手続きに関する事項

事業者の募集・選定スケジュールは以下のとおり。手続き等の詳細は入札説明書に示す。

日程	内容
令和 5 年 1 月 6 日	入札公告
令和 5 年 1 月 18 日	入札説明書等に関する説明会
令和 5 年 1 月 19 日～1 月 23 日	現地見学会及び資料閲覧
令和 5 年 1 月 6 日～1 月 24 日	入札説明書等に関する質問の受付
令和 5 年 2 月 9 日	入札説明書等に関する質問に対する回答
令和 5 年 2 月 10 日～2 月 16 日	参加表明書、参加資格審査申請の受付
令和 5 年 2 月 28 日	参加資格審査結果の通知

令和5年3月13日	個別対話の実施
令和5年4月20日	入札書及び提案書類の受付
令和5年4月20日	開札
令和5年5月上旬	提案に関するヒアリングの実施
令和5年5月下旬	落札者の決定
令和5年6月	基本協定の締結
令和5年8月	仮契約の締結
令和5年9月	事業契約（本契約）の締結

第4 事業者選定に関する事項

1. 審査に関する基本的な考え方

審査は、学識経験者等で構成する榎原市営斎場改修・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。選定委員会は、提案審査、最優秀提案者の選定を行う。なお、選定委員会の委員に対し、選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけ・接触を行わないこと。発覚した場合は失格とする。

2. 審査手順

審査は、提出書類等について実施する。民間事業者の選定は、下記に示した項目毎に審査し、市は、選定委員会の評価を踏まえ、総合評価の最も優れた提案をした者を落札者として決定する。

(1) 入札参加資格審査

市は、入札参加者が参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査

選定委員会は、入札説明書と併せて公表する落札者決定基準に基づき、改修・解体撤去計画、維持管理計画、運営計画、事業計画並びに入札価格について、入札参加者から提出された提案書類を総合的に審査する。なお、提案審査にあたっては、入札参加者に対してヒアリングを実施する。

(3) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、提案書の加点審査及び入札価格の加点審査の結果から総合評価値を算定し、総合評価値が最も高い提案をした入札参加者を最優秀提案者として選定する。

3. 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

4. 落札結果の公表

市は落札者を決定した場合、入札参加者に対して速やかに通知するとともに、選定結果及び審査講評を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

5. 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、落札者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

第5 その他

1. 議会の議決

市は、事業契約に関する議案、指定管理者の指定に関する議案を、令和5年9月定例会に提出する予定である。

2. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3. 情報の提供

本事業に関する追加的な情報に関しては、適宜、市ホームページで公表する。

4. 問合せ先

本事業の担当部署は、以下のとおり。

橿原市 環境部 環境政策課
〒634-8586 奈良県橿原市八木町 1-1-18
電話：0744-47-3511 FAX：0744-24-9716
E-mail：kankyoseisaku@city.kashihara.nara.jp